

美濃加茂市監査委員告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により美濃加茂市長から監査の結果に基づき措置を講じた内容の通知があったので、その内容を公表する。

令和7年9月4日

美濃加茂市監査委員 田中昭則
同 田口智子

- 1 対象の監査 令和7年度3月支払分の随時監査(財務監査)
- 2 監査実施日 令和7年4月25日
- 3 監査の結果を通知した日 令和7年4月25日
- 4 措置を講じた内容の通知を受けた日 令和7年9月2日
- 5 監査の結果及び講じた措置の内容

部署	監査の結果	措置の内容
土木課	【指導】 中之島公園の管理運営に関する基本協定書第26条（備品等の貸与）に基づき、ウエーバーコンロの購入代金は、指定管理者から返還を受けること。 今後は、必要に応じ、備品等の貸与について、指定管理者と協議の上、事前に基本協定書の内容の変更を行うこと。	ウエーバーコンロの購入代金（371,180円）は、指定管理者から返還を受けました。

土木課	<p>【指導】 中之島公園の管理運営に関する基本協定書第26条（備品等の貸与）に基づき、ダンナーチェアの購入代金は、指定管理者から返還を受けること。 今後は、必要に応じ、備品等の貸与について、指定管理者と協議の上、事前に基本協定書の内容の変更を行うこと。</p>	ダンナーチェアの購入代金（199,980円）は、指定管理者から返還を受けました。
-----	--	--